

厚生労働大臣が定める揭示事項

・入院時食事療養（Ⅰ）

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

区分	1食あたりの負担額
一般	510円
指定難病、小児慢性特定疾病患者 （住民税非課税世帯を除く）	300円
住民税非課税世帯	240円
住民税非課税世帯 （過去1年間の入院日数が90日超）	190円
住民税非課税世帯かつ 所得が一定基準に満たない70歳以上	110円